

○北海道警察本部入札参加者指名選考委員会規程

北海道警察本部訓令第5号

平成14年3月26日

最終改正 令和5年2月17日警察本部訓令第2号

北海道警察本部入札参加者資格審査・指名選考委員会規程を次のように定める。

北海道警察本部入札参加者指名選考委員会規程

(設置)

第1条 北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第160条の2の規定に基づき、北海道警察本部(以下「警察本部」という。)に北海道警察本部入札参加者指名選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、工事又は製造の請負、業務の委託、物件の買入れその他の契約に係る指名競争入札及び随意契約(北海道警察本部長が必要と認めるものに限る。)に参加する者(以下「指名競争入札等の参加者」という。)の指名選考等(以下単に「指名選考等」という。)について審議する。

(組織)

第3条 委員会は、警察本部の次の職にある者を委員として組織する。

- (1) 総務部長
- (2) 総務部首席参事官
- (3) 総務部参事官兼総務課長
- (4) 総務部参事官兼会計課長
- (5) 総務部参事官
- (6) 施設課長
- (7) 装備課長
- (8) 情報管理課長
- (9) 総務部参事(会計)
- (10) 総務部参事(監査官)
- (11) 総務部参事(施設)
- (12) 総務部参事(情報管理)

2 委員会に委員長を置き、総務部長をもって充てる。

(委員長の職務及びその代理)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席委員の3分の2以上によって決する。

3 委員会の委員が審議事項に係る事業を担当する課(以下「事業担当課」という。)の長である場合は、当該事業担当課の長は、委員として委員会に出席することができない。

4 委員長は、委員会の議事に必要な説明を行わせるため、事業担当課の長を説明員として委員会に出席させるものとする。この場合において、委員長が必要と認めるときは、事業担当課の職員のうちから事業担当課の長が指定する者を補助者として出席させ、説明を求めることができる。

(参加者の選考)

第6条 指名競争入札等の参加者の選考は、指名競争入札参加者指名基準の設定について(昭和55年局総第36号)等に基づき行う。

(書記)

第7条 委員会の議事を整理するため、委員会に書記を置く。

2 書記は、警察本部の会計課、施設課又は装備課の職員のうちから委員長が指名する者を充てる。

(指名(参加)業者の選考調書の作成等)

第8条 書記は、委員会において指名選考等が行われたときは、その過程及び理由、議決の状況等を記録するとともに、指名選考等の結果について、指名(参加)業者の選考調書を作成し、記名するものとする。

2 前項の指名(参加)業者の選考調書には、委員長が指名した出席委員がその内容を確認し、記名するものとする。

3 指名選考等に要した資料及び第1項の規定による記録は、審議事項に応じ警察本部の会計課、施設課又は装備課が保管する。

(秘密を守る義務)

第9条 委員会に出席した者は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(細目)

第10条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成22年5月10日から施行する。

附 則

この訓令は、平成30年3月26日から施行する。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和5年2月17日から施行する。